

# 石川県農林総合研究センター職員行動規範

制定 平成29年3月24日 農研第2420号

石川県農林総合研究センター（以下「センター」という。）は、研究活動の信頼性及び公正性を確保することを目的として、センターにおいて研究活動を行う者（以下「研究者」という。）をはじめセンターに勤務する職員全員が、遵守すべき行動規範をここに定める。

## （研究者の責任）

第1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術について責任を有し、さらに、自らの専門知識・技術、経験を活かして本県農林畜産業の発展に貢献する責任を有する。

## （研究者の行動）

第2 研究者は自ら携わる研究活動が県民からの信頼と負託のうえに成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。

## （自己の研鑽）

第3 研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努める。

## （法令の遵守）

第4 研究者は、研究活動の実施、研究費の使用等に関しては、法令や関係規則を遵守する。

## （差別の排除）

第5 研究者は、研究活動において、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

## （研究対象などへの配慮）

第6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重する。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。

## （説明と公表）

第7 研究者は自らが携わる研究活動の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究活動が農林畜産業に及ぼし得る影響や変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。

(成果の公表及び評価)

第8 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を他の研究者が追試、検証できるよう具体的に提示するとともに、自らの専門領域における研究者相互間の評価に積極的に参加する。

(他者との関係)

第9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産を尊重する。

(利益相反)

第10 研究者は、自らの試験研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の相反に十分に注意を払い、公共性に配慮し、適切に対応する。

(研究活動)

第11 研究者は、自らの研究活動の立案・計画・申請・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究費の使用)

第12 センターに勤務する職員全員は、研究資金の原資が国民の税金等公的資金であることから、これを適切に使用する義務があること、書類による説明責任を負うことを明確に認識し、資金の使用に関するルールを理解し遵守する。

研究資金の使用に関する事実の隠ぺいや虚偽の報告及びこれらを伴う資金の目的外使用・流用や着服は、不正使用であり、断じてこれを行わない。また、第三者に対し、不正使用を行わせない。

(研究環境の整備)

第13 センターに勤務する職員全員は、責任ある研究活動の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持について、自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。